

昭和32年事業所統計調査要綱

1. 調査の目的

農林水産業および公務以外の全産業にわたり、事業所の所在とその産業別、規模別分布を明らかにし特にサービス業に関してその事業活動の状態を調査して、わが国経済の実態把握に資すると共に、各種標本調査のための基礎資料を提供する。

2. 調査の範囲

1. 地域 日本国全域とする。
2. 事業所 (事業の行われる一定の場所をいう。) 左に掲げるものを除く全事業所とする。
 - (1) 日本標準産業分類の「農業」、「林業及び狩猟業」または「漁業及び水産養殖業」に該当するものうち他の産業に該当する事業を兼営しないもの、「家事使用人を使用する世帯」または「公務」に該当するもの
 - (2) 3ヶ月以上休業中のもの
 - (3) 収入を得て従事する従業者を有しないもの
 - (4) 場地的設備がこ久的でないもの
 - (5) 事業所の構内にある他企業の経営にかかる事業所で、もつぱら主事業所のためにあるもの
 - (6) 駐留軍または外国政府の管理するもの

3. 調査事項

1. 全事業所については調査票甲を用いて左の事項を調査する。

(甲調査)

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の経営組織および本所・支所の別
- (4) 事業所の開設時期
- (5) 資本金またはこれに準ずるものの額(会社の本所に限る。)
- (6) 従業者数
- (7) 事業の内容

2. 日本標準産業分類のサービス業に該当する民営の事業所のうち、総理府統計局長の定める方法で選定されたものについては、調査票乙を用いて更に左の事業を調査する。

(乙調査)

- (1) 常雇の従業者の給与額
- (2) 最近1年間の事業総収入(「医療保健業」、「法務」、「他に分類されない専門サービス業」、「教育」、「宗教」および「非営利的団体」に該当する事業所を除く。)

4. 調査の期日

昭和29年以降3年ごとに7月1日現在で行う。

5. 調査の方法

1. 民営および公営の事業所
 - (1) 調査区と調査員
全国にわたり調査区を設定(最近の国勢調査区を分

合して行う。)し、各調査区に1調査員を置く。

- (2) 調査票の作成

- (一) 調査票は事業所ごとに作成する。
- (二) 甲調査については調査員の面接調査による他計申告の方法によつて調査する。
- (三) 乙調査については一部事項は自計申告の方法により調査する。

- (3) 調査機関の系統

内閣総理大臣(総理府統計局)一都道府県知事(統計主管課)一市町村長一調査員一事業主

2. 国営の事業所(公共企業体を含む。)
各主務大臣(公共企業体にあつては総裁とする。)を通じて別途に調査する。

6. 集計事項

おおむね左の事項につき全国および地域別に集計する

1. 全事業所について(甲調査による集計)
産業別、規模(従業者数による)別、組織別の事業所数および従業者数
2. 乙調査において調査されたサービス業の事業所について(乙調査による集計)
 - (1) 産業別、規模別の従業者1人当たり1カ月間の現金給与額および現物給与見積額
 - (2) 産業別、規模別、組織別の事業所数、従業者数および事業収入額

7. 集計方法

中央集査の方法により総理府統計局において行う。

8. 結果の公表の方法と期日

集計結果は集計完了の都度印刷物により公表し、翌翌年3月末日までに完了する。

9. 調査関係書類の保存期間および保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	次回調査まで	(正票) 総理府統計局長 (副票1) 都道府県知事 (副票2) 市町村長
市町村要計表	同	(正本) 総理府統計局長 (副本) 市町村長
都道府県要計表	同	(正本) 総理府統計局長 (副本) 都道府県知事
結果原表	永年	総理府統計局長

10. 調査従事者

総理府統計局、都道府県および市町村においては、統計法第10条第1項および第2項に定める者以外の者もこの調査に従事させることができる。

11. 調査票の使用

調査票は統計上の目的の外、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

12. 事業所名簿の作成

事業所名簿は、総理府統計局長の定める方法により、都道府県または市町村において作成利用することができる。



(統) (計) (用) (語) (の) (解) (説)

〔投資〕 工場・機械・建物などからなりたっている固定資本と手持の原料や製品のストックなどを含めた資本の合計が増加した場合、この増加分を投資とい、単に(株)から株券や債券を買っただけでは、(株)には投資であるかも知れないが経済学的にそうは考えない。

〔複数関税〕 関税を決める場合、あらかじめ税目の全部または一部について最高と最低の税率を定め、相手国に応じてこれを使い分けられるようになった関税をいう。これによると協定関税と違い、国内産業を保護できるし、相手方に反省を求める報復関税としても利用できる。

編 集 室

今年3年に1度行われる事業所調査が、きたる7月1日を期して県下一斉に実施される。この調査は農林水産業および公務以外の全産業にわたり、事業所の所在やその産業別、規模別分布を明かにする目的を持っており、わが国経済の実態を掌握するために非常に大切な調査であります。この調査で最も大切なことは、事業所を完全に掌握することと、その産業分類を正確

にすることであろう。暑い時節ではあるけれども、関係者各位の御自愛と御健斗を心からお祈りします。

◆桜の花も散つて、山の緑も日増しに濃くなり、海の色は次第に青く、うららかな日差しに私たちは身も心も明るい感じで一パイになる。行く春を惜しみつつも、全く夏近しの感を深くするが、仕事の方も新年度の事業開始に当り清新の気風を吹き込んで、「今年こそは」の固い信念を持ち、大いに張り切りましょう。なお表紙の写真は、夏近しを思わせる大洗海岸です。

